

琉球大学学術リポジトリ

岸総理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185

(16)

丁巳年
南苑
癸基
余

極	35
秘	9

アジア経済開発基金と
米国の経済開発援助について

→ 今回の米国の援助基金構想は、例外的に受入国への一括融資の途も開いているが、基本的にはすべて依然として米国が直接プロジェクト毎に受入国との二国間交渉を行い、融資を決定することになつているので、本方式により運用される場合は、(一) I O A としては個々の融資決定の責任をとるのであれば、それ相応の調査を行い融資に當つて種々の条件を付することも已むを得ず、又融資による経済開発計画の実施にも無関係であり得ないこと。

(二) そのため新しく提案されている米国開発基金構想の主要目的の一つとされている国内及び国外における援助管理機構の簡素化及び効率化は実現困難であること。

(三) 又融資決定に際しては、通常の金融採算に拘泥せず、長期的な経済効果と国際政治情勢改善への寄与に重点が置かれていゝる模様であるが、かかる方針で運用されればされる程受入各国の判断よりも米側の判断が融資決定の中心となり、受入国との間に考え方の摩擦が避けられないこと。
等の問題が考えられる。

ニ従つて右の如き種々の問題を解決し、援助基金を最も効果的に運用するためには、米國が直接援助受入國と交渉する二國間方式とならんで

(一) それ自体が回轉することとされている対外援助基金の一部をもつてアジア諸國に対する総合的回轉基金を設置し、その運用についてはアジア諸國をして積極的に参画せしめ、その他の自由諸國にも基金参加の途を開くこととする。

右のとおりのおりの基本的考え方にたつて、別添(一)に詳細述べられておるとおり、このアジア經濟開發基金は、既存の國際金融機關及び民間機關が対象としておるが如きコマーシャルベイスに乗るプロジェクト及び全く収支の償わぬ厚生社会事業との中間にある、(イ)通常の金利では収支償わぬ公共事業及び(ロ)コマーシャルベイスに乗るまでの建設創業期間中の開發生産事業を対象とするものとする。

なおこの点に關し従来一部諸國の間には相互の種々の利害から地域機構設立に批判的態度を表明していた國もあるが、

この問題は基金の構成、運用の面で解決し得るものと考えられる。

(二) 又別添(二)に詳細述べられている中長期再割引金融機関の設置も同様趣旨によるものである。本案は現在戦前のロンドン市場の如き五年から十年の中長期再割引市場が存在しないため、開発資本財の長期延払輸出は期間が延びるだけ価格は期間に依じた金利以上に高騰することとなつておりこの傾向は期間が長期となる程著るしい。

従つてアジア諸国向の延払輸出手形の再割引を専門とする金融機関が設立されれば右の如き事態を改善し、アジア諸国による資本財の輸入を促進することに寄与するものと考える。(三) 以上はアジア諸国において最も緊急を要する長期経済開発を目的とするものであるが、アジア諸国では経済の開発を急ぐと必ず国内インフレーションに遭遇するので、この問題を解決するためには、右長期及び中期の資金を供給するほかに消費財の輸入に要する短期の外貨信用を与えることか望ましい。右はアジア諸国の農産物輸出代金か年間均分して支払わ

れるよう短期の金融上の便宜を供与することによつて一部目的が達成されるものと考えられる。かかる観点から別添(三)の如き構想が考えられる。

(四) 今回の米国の開発基金構想は更に各国がその経済開発を立案実施するに當つての各国の創意を尊重し、そのため一括各国の開発金融機関に直接融資し得る途を開いている。これはアジア諸国の民族意識に誠によく合致し、又自発的且つ主導的に開発計画の実行を行うことを大きくうながして行くものと考えられる。この点各国に前項の地域開発基金に相對應する国内開発金融機関が設立されるようその育成をはかることか望ましい。

別添(一)

アジア開発基金の設置

一 設立の目的

世界銀行の東南アジア地域に対する融資の割合は、日本を除けばわずかに一四%に過ぎない。又国際金融公社による融資は未だ一件も成立していないが、その設立の経緯よりして中南米地域に対するものが中心となるものと考えられている。東南アジア地域の経済水準が余りにも低く、これら既存の国際金融機関による融資条件では収支償わぬため今後この地域における開発資金の需要がこれら機関により充分満たされるとは考えられない。

このような観点から、既存の国際金融機関の機能と抵触せず且つこれを補う意味においてアジア地域における経済開発事業に対し投資し又は低利の融資を行うことを目的とする非営利的金融機関を、これに参加を希望する自由諸国の出資を得て設置することとする。

二 基金の骨子

(一) 基金の機能

この基金は、通常の金利では収支償わぬ政府の公共事業(全

く収支の相償わない厚生事業は除く）並びに特に低利資金を必要とする建設創業期間中における開発事業及び生産的事業（民間事業を含む）を対象とし、単独、又は民間企業、政府機関と協調して金融を行うほか、関係国政府又は民間企業家よりの要請に依り開発事業計画の基礎調査、立案等のあつ旋を行う。金融の方式、条件等は次のとおりとする。

(1) 政府の公共事業

当該事業に要する資金を直接政府に貸付けることとし、金利はこの基金の所要経費率（貸倒準備金を含む）を割らない範囲で、国際金利を下回つたものを適用することとする。

(2) 開発及び生産事業

この基金は当該事業の建設・創業期間中（最長十年）を限り低利資金の貸付を行い（適用金利は(1)の場合と同じ）、右期間経過後は通常の国際金利に引上げるか、当該国の開発機関、或は場合によりその他の国際金融機関等へ肩代りさせることとする。なお民間の営むものについては当該国政府において借入金返済についての保証を行つたものに限ることと

する。

右のほか、運用資金の増加をはかるため、政府の行う開発及び生産事業に対しては、所定の期間経過後当該事業で買戻すことを条件として株式への投資を行い得ることとし（この場合の株式は無議決権株式とする）、他方民間の事業に対しては転換社債への投資も行い得ることとする。

なお、この基金が貸付金の返済を受け、又は株式、転換社債の投資物を売却して投下資金を回収する場合の通貨はドル、ポンド又はその他交換可能通貨（現地通貨による貸付の場合を除く）とすること。

(二) 加盟国

この基金の加盟国は、サロニボオラン加盟国及びこれに参加を希望する自由諸国とする。

(三) 基金の事業開始に要する資金

この基金は、金、ドル、ポンドその他交換可能通貨（アジア諸国については、自由出資分の半分までは自国通貨による出資を認める）で五億ドル程度の資金をもつて発足することとし、出資国はこれに参加を希望する自由諸国のほか、東南アジア諸国のうちで出資を希望するものがあるときはこれを加えること。

(四) 基金の機構

この基金には、理事会及び事務局長を置くこととする。理事会は全加盟国の代表をもつて構成し、この基金の運営に関する基本事項、資金計画等のほか、一定金額以上の融資の諾否を決定するものとする。なお、理事会において各加盟国の行使し得る投票の数は、アジア諸国については全体の三分の一を超えない範囲において各国平等に、又出資国については出資額に依じた投票数（但し一国の投票数は出資国に割当られた投票数の二

分の一を超えることはできないうこととし、又アジア諸国のうち出資を行つたものにはアジア各国の有する権利に、出資割による権利を加算し得ることとする）を認めるものとする。

又事務局長は、理事会により選出され、一定金額以下の融資の可否を決定（但し總會の事後承認を要する）し得るものとする。

別添(二)

一 設立の目的

アジア向け中期輸出手形の再割引機関の設置

アジア諸国は経済開発の進行に伴い外貨の不足が著るしくなつてきている結果、機軸及び設備類の輸入に當つて価格は高くても繰延払い信用供与期間の長い方を選ばざるを得ない傾向が強く現われてきている。一方資本財輸出国側としては、現在国際金融市場が戦前のロンドン市場の如き五年から十年程度の中期金融を行う機能を回復していないため、アジア諸国が希望するような長期の繰延払を認めることは容易でなく、その結果繰延期間が長くなればなる程価格はその期間に応じた金利以上に高騰する結果となつてゐる。このことは輸入国の立場からみて、それだけ割高な物資を輸入することを意味するものである。

従つて輸出国に対し中期の金融を行う機関が設置されれば、輸出国としてはこの機関の信用供与を利用することにより、アジア諸国の希望する長期の繰延払に應じ得ることとなり、且つ外貨の回転が早まることにより繰延払輸出に應じうる量も拡大されること

とになる。一方輸入国としても希望する長期の繰延期間で、而も安い価格で買付けを行うことが可能となり、経済開発の速度は大いに促進されることが期待される。

但しこのような機関はその直接の受益国たる輸出国がアジア諸国に限定されないため、広く世界的な規模においてその設立の考慮されることが合理的であるが、アジア経済開発の緊急性に鑑み、差当りアジア地域への輸出に限り、次のような要領で再割引機関を設置することとする。この点に関連して、若し世界銀行がその活動範囲をこの分野にまでひろげることが出来るならばそれは最も希望するところである。

本機関の骨子

(一) 機関の機能

この機関はアジア諸国に対する機械及び設備輸出のためのドル・ポンドその他交換可能通貨で表示された輸出為替手形を再割引することを目的とし、従つてソ連の如く国家輸出の場合はその手形が当該国で割引かれるということとはないから、この機関の対象とはならない、その条件は次のとおりとする。

イ、再割引期間

最長七年

ロ、再割引金利

通常の国際金利よりも低利なるものを適用すること。

ハ、再割引限度

手形金額から第一年度受取額を差引いたものの五〇%以内とする。

ニ、保証

輸入国の政府または中央銀行が引受保証をすること。

(二) 機関の所要資金

この機関の初年度所要資金を一億ドルとする。

(注) 所要資金算出の基礎

イ、東南アジア諸国における機械、設備類の年間平均輸入額を一億ドルとし、その五割がこの機関に持ち込まれるものとして、それより逆算すれば二億五千万ドルの資金を必要とする。(一九五五年資本財輸入実績一、一八七百万ドル)

ロ、この機関で取り扱う平均再割引期間を六年とすれば、初年度受取分は再割引の対象とならないから、この機関の資金は五年間で一廻転することとなる。

別添(三)

アジア貿易基金の設置

一 東南アジア諸国の中、タイ、ビルマ、セイロン、パキスタン、
ヴェトナム、マレー、台湾は何れも総輸出の五〇%以上を米、
砂糖等一種類の農産物生産物の輸出に依存しており、他のフィリ
ピン、カンボディア、インドネシア、インドも総て二、三種類
の農産物にその輸出の五〇%以上を依存している実情にある。
しかしながらこれらは何れも農産物であるため、収穫出回り期
が特定され、更に各国における輸送、貯蔵設備が不完全で長期
に亘る貯蔵が困難な事由もあつて、出回り期直後数カ月間に輸
出船積が集中する結果となつている。従つてアジア諸国は殆ん
ど何れも年間において外貨収入を均分化しえない傾向が強く、
このためこれら諸国では必需物資の輸入期を失し、或は有利な
条件による買付をすることが困難な状態にある。
従つてこれら諸国がその主要輸物物資積出の關係上、外貨資
金が乏しく、渴している時期に、将来の農産物輸出代金を見返りに外
貨資金を貸付けうることをすれば、これら諸国の外貨資金繰り
の円滑化を促し、各国經濟の計画的運営を可能ならしめ、その

経済的發展に資するものと考えられる。

このような観点から、東南アジア諸国に対し短期の外貨資金を貸付けるため次のような基金の設置を考慮することとする。

(1) 貸付の方式

当該国政府は基金に借入証書を差入れて必要資金の借入を申請するものとする。

基金は予め理事会の決定した融資額算定方式により算出された各国別の融資額最高限の範囲で申請の都度貸付を行うものとする。

(2) 貸付の条件

貸付期間は六カ月を越えないものとし、金利はこの基金の必要経費を割らない範囲で低利のものを適用するものとする。

(二) 基金の機構

この基金に理事会及び理事長を置く。

理事会はアジア各国及び米国政府の代表各一名をもつて構成し、原則として毎年一回開催して、各国に対する融資最高額を自動的に算出しうる方式（見返り対象品目、融資掛目等）その

他基金運営の方針を決定するものとする。

理事長は、理事会における各国の代表が毎年交替で就任し、理事会の召集及び理事会で決定した方針に従つて業務の遂行を掌るものとする。

(三) 基金の所要額は一億ドルとする。

東南アジア主要農産物輸出の貿易依存率

比 島	パキスタン	インドネシア	インド	セイロン	ビルマ	一九五五年		一九五六年	
						輸出額	貿易依存率	輸出額	貿易依存率
砂糖	綿花 ジュート	ゴム	ジュート 茶	茶	米	七六二%	七五八%		
ココナツト									
二七二	三六四	四四九	一九四	六一四					
三九一	二二四		二〇八	六〇一					
	四六三		二三三						
タイ	カンボディア	台湾	マライ	タ					
米	米	砂糖	米	米					
五七九	四四七	二三五	四九五	三六六	二四三	三七六%	二二一	四一八%	
八七三	四三二								
	一八九								

注、I 並に II 統計による（但し、カンボディア及びヴィエトナムは国立銀行統計による）。